

令和元年10月23日

東海北陸地区

大学（日本語別科を除く。）

高等専門学校・専修学校・各種学校の長 殿

名古屋出入国在留管理局留学・研修審査部門

首席審査官 沼本 光江

在留資格認定証明書交付申請における提出資料の見直しに係る説明会の開催について

平素から出入国管理行政に多大な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般令和2年4月入学以降の学生に関し、別紙1～3のとおり在留資格認定証明書交付申請における提出資料を見直すこととしたので（ただし、当面の間は経過措置として、従前の提出書類でも認めることとしますが、令和2年10月以降入学の学生からは別紙の提出書類のみとします。），これに伴い別紙1-1及び1-2のとおり貴校の選定結果及び一部の国籍者においては提出資料が増加することとなります。

については、在留資格認定証明書交付申請における提出資料の見直しに関して、下記のとおり説明会を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 日時

① 11月8日（金） 9：30～11：30

② 11月8日（金） 15：30～17：30

③ 11月15日（金） 13：00～15：00

※ ①～③の時間帯とも同一の内容の説明を行いますので、いずれかご都合の良い日に可能な限り参加をお願いいたします。

## 2 場所

名古屋出入国在留管理局 3 階大会議室

- ※ 各時間帯とも、開始時刻の 15 分前に開場・受付を行いますが、待合室の用意がございませんので、可能な限り開始時刻に合わせて来庁いただきますようお願いいたします。
- ※ 駐車場は大変混み合いますので、可能な限り公共交通機関を利用してくださいますようお願いいたします。

## 3 持参書類等

- (1) 教育機関の職員であることが確認できる文書又は証明書（受付時に提示願います。）
- (2) 筆記用具

## 4 参加希望日について

提出資料見直しの説明は、別紙 4 のとおり実施します。

つきましては、あらかじめ出欠の確認及び日程の調整を行いたいので、別紙 4 「提出資料見直し説明会の希望について」を、参加を希望する日時を記入した上で、10月31日(木)までにファクシミリにより提出願います（日程調整の結果については、追って連絡します。）。

なお、今般の提出資料見直しについて、御質問等ある場合には別紙 5 事前質問用紙に記入の上、別紙 4 とともに10月31日(木)までに提出願います。回答については、説明会において口頭にて説明させていただきます。

名古屋出入国在留管理局留学・研修審査部門

【留学担当：小林、竹内】

〒455-8601

名古屋市港区正保町 5-18

電話 052-559-2118

FAX 052-659-0516

**提出書類一覧(別紙2記載の国・地域以外の国籍者の場合)**  
**大学(日本語別科を除く)・高等専門学校・専修学校・各種学校**

2019年10月改正版

提出書類番号	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3における区分	提出を求める具体的文書	受入学校の選定結果	
			適正校以外 (新規校含む)	適正校 ※注2
①	教育を受けようとする機関の入学許可書の写し	入学許可書写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②		履歴書(日本語を学ぶ理由、本人の経歴等を記載した入学願書写しでも可)※注3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	勉学の意思及び能力に関する文書	最終学歴の卒業証明書 なお、中国国籍者で「全国高等学校学生情報諮詢職業指導中心(CHSII)」「教育学位及び研究生教育発展中心(CDGDC)」又は「教育部学位及び研究生教育発展中心(CDGDC)」から発行された学歴等の認証報告原本が提出された場合は、卒業証明書の提出は不要です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④		学業成績表写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤		日本語能力試験N2相当以上の日本語能力を有することを証明する資料 (日本語能力試験合格者は合格証書写し等)※注4 *外国の高等教育機関を卒業した者については、その卒業証明書が提出されていれば不要。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	在留中的一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書	共通	経費支弁書(経費支弁をするに至った経緯が記載されているもの)	<input type="radio"/>
⑦			支弁者と申請人との関係を立証する資料(出生証明書、親族關係公証書等)	<input type="radio"/>
⑧			預金残高証明書原本	<input type="radio"/>
⑨			⑧で証明された資金を形成するに至った経緯を明らかにする説明書及び資料(過去3年分の出入金明細書又は預金通帳写し等)	<input type="radio"/>
⑩			在職証明書(支弁者が企業等に勤務する者の場合)	<input type="radio"/>
⑪		在外支弁者	法人登記簿謄本等(支弁者が企業等の役員である場合)	<input type="radio"/>
⑫			営業許可書等(支弁者が個人経営者である場合)	<input type="radio"/>
⑬			支弁者の家族構成を立証する書類(支弁者家族全員分の戸口簿写し、戸籍簿写し等)	<input type="radio"/>
⑭			収入証明書(過去3年分)	<input type="radio"/>
⑮		在日支弁者	世帯全員の住民票	<input type="radio"/>
⑯			所得・課税証明書(過去3年分)	<input type="radio"/>

※注1 「○」の付されている資料は提出必須です。

※注2 大学(短期大学及び大学院を含む。)又は高等専門学校において日本語による授業を受け又は研究の指導を受けようとする場合には、適正校であれば、経費支弁能力等について確認を要する国の出身者であっても、経費支弁能力及び日本語能力に係る資料の提出は不要です。

※注3 最終学歴の学校を卒業後5年以上が経過している場合には、受入れ予定の教育機関の在籍管理状況や申請人の国籍・地域に関わらず、日本語を学ぶ理由及び本人の経歴等に加えて、日本語を学ぶ目的及び卒業後の進路等を具体的に記載したものをお提出してください。

※注4 大学又は高等専門学校において日本語による授業を受け又は研究の指導を受けようとする者であって、日本語能力に係る資料の提出が必要となる場合には、別紙3(1)に該当することを証する資料が必要となります。また、専修学校又は各種学校へ入学する場合には別紙3(2)に該当することを証する資料が必要となります。

※注5 上記に加え、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」(平成30年3月法務省入国管理局)に係る提出資料が必要となる場合がありますので、別途確認の上、確實に提出してください。

**提出書類一覧(別紙2記載の国・地域の国籍者の場合)**  
**大学(日本語別科を除く)・高等専門学校・専修学校・各種学校**

2019年10月改正版

提出書類番号	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3における区分	提出を求める具体的な文書	受入学校の選定結果	
			適正校以外 (新規校含む)	適正校
①	教育を受けようとする機関の入学許可書の写し	入学許可書写し	○	○
②		履歴書(日本語を学ぶ理由、本人の経験等を記載した入学願書写しでも可)※注2	○	
③	勉学の意思及び能力に関する文書	最終学歴の卒業証明書 なお、中国国籍者で「全国高等学校学生情報諮詢職業指導中心(CHSI)」、「教育学位及び研究生教育発展中心(CDGDC)」又は「教育部学位及び研究生教育発展中心(CDGDC)」から発行された学歴等の認証報告原本が提出された場合は、卒業証明書の提出は不要です。	○	
④		学業成績表写し	○	
⑤		日本語能力試験N2相当以上の日本語能力を有することを証明する資料 (日本語能力試験合格者は合格証書写し等)※注3 *外国の高等教育機関を卒業した者についてはその卒業証明書が提出されれば提出不要。	○	
⑥	在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書	経費支弁書(経費支弁をするに至った経緯が記載されているもの)	○	
⑦		支弁者と申請人との関係を立証する資料(出生証明書、親族関係公証書等)	○	
⑧		預金残高証明書原本	○	
⑨		⑧で証明された資金を形成するに至った経緯を明らかにする説明書及び資料(過去3年分の出入金明細書又は預金通帳写し等)	○	
⑩		在職証明書(支弁者が企業等に勤務する者の場合)	○	
⑪		法人登記簿謄本等(支弁者が企業等の役員である場合)	○	
⑫		営業許可書等(支弁者が個人経営者である場合)	○	
⑬		支弁者の家族構成を立証する書類(支弁者家族全員分の戸口簿写し、戸籍簿写し等)	○	
⑭		収入証明書(過去3年分)	○	
⑮		在日支弁者 世帯全員の住民票	○	
⑯		所得・課税証明書(過去3年分)	○	

※注1 「○」の付されている資料は提出必須です。

※注2 最終学年の学校を卒業後5年以上が経過している場合には、受入れ予定の教育機関の在籍管理状況や申請人の国籍・地域に関わらず、日本語を学ぶ理由及び本人の経験等に加えて、日本語を学ぶ目的及び卒業後の進路等を具体的に記載したものを提出してください。

※注3 大学又は高等専門学校において日本語による授業を受け又は研究の指導を受けようとする者であって、日本語能力に係る資料の提出が必要となる場合には、別紙3(1)に該当することを証する資料が必要となります。また、専修学校又は各種学校へ入学する場合には別紙3(2)に該当することを証する資料が必要となります。

※注4 上記に加え、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」(平成30年3月法務省入国管理局)に係る提出資料が必要となる場合がありますので、別途確認の上、確実に提出してください。

## 提出書類区分用国籍・地域一覧

(別紙2)

### アジア

韓国、キプロス、シンガポール、タイ、台湾、中国、中国（香港）、中国（マカオ）、トルコ、ブルネイ、マレーシア、モルディブ

### 太平洋

オーストラリア、サモア、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、パラオ、フィジー、マーシャル

### 北米

アメリカ合衆国、カナダ

### 中南米

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、スリナム、コロンビア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、メキシコ

### 欧州

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、ギリシャ、クロアチア、コソボ共和国、サン・マリノ、ジョージア、イスス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

### 中東

アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、ヨルダン、レバノン

## 日本語能力に係る資料

(大学・専修学校等)

(1) 大学（短期大学及び大学院を含み、日本語別科を除く。）又は高等専門学校において日本語による授業を受け又は研究の指導を受けようとする者であって、日本語能力に係る資料が必要となる場合には、日本語能力試験N 2相当以上の日本語能力を有していることを証する資料とし、試験により証明する場合には、次のいずれかの試験の合格証書等を提出してください。

- ① 公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験N 2（2級）以上
- ② 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（日本語（読解、聽解及び聽読解の合計））200点以上
- ③ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聽読解テスト（筆記テスト）400点以上

(2) 専修学校又は各種学校（外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合を除く。）へ入学する場合には、次のいずれかに該当することを証する資料を提出してください。

- ① 法務省告示をもって定める日本語教育機関において6か月以上の教育を受けていること
- ② 専修学校又は各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を次のいずれかの試験によって証明されていること
  - ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験N 2（2級）以上
  - ・ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（日本語（読解、聽解及び聽読解の合計））200点以上
  - ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聽読解テスト（筆記テスト）400点以上
- ③ 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けていること

別紙4（大学・専修学校等）

名古屋出入国在留管理局留学・研修審査部門

留学担当 竹内 宛て

(FAX: 052-659-0516)

提出資料見直し説明会の希望について

1 学校名：

2 担当者及び連絡先電話番号：

3 参加の可否： 御出席 ・ 御欠席

希望順位	実施日	時間帯
	11月8日(金)	9:30~11:30
	11月8日(金)	15:30~17:30
	11月15日(金)	13:00~15:00

※ 「希望順位」欄に希望される日程順に1~3を記入願います。

なお、御希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

別紙5(大学・専修学校等)

名古屋出入国在留管理局留学・研修審査部門

留学担当 竹内 宛て

(FAX: 052-659-0516)

提出資料見直し説明会における事前質問について

1 学校名 :

2 担当者及び連絡先電話番号 :

3 質問内容

件名 :

内容 :